

5. 人とまちがにぎわう元気なふるさと富田林を創る

(3) 富田林の貴重な歴史資産である富田林寺内町地区の保全について

- ① 空き家の現状と課題について
- ② 大型町家の空き家を展示施設にするなどの有効活用について
- ③ 富田林寺内町も含めた、本市文化財保存活用地域計画の策定と今後の展望について

【答弁】

5. 人とまちがにぎわう元気なふるさと富田林を創る、の(3)について、順次お答えいたします。

まず①、②につきましては、関連いたしますので一括してお答えいたします。

富田林寺内町における、まちづくりとして、重要伝統的建造物群保存地区での歴史的な町家や町並みを守るために、地元理解のもと、修理修景補助事業や環境整備事業などを実施してまいりました。

しかしながら、昨今の課題の一つとして、建造物の老朽化や世代交代などによる空き家問題があり、富田林寺内町においても、LLPまちかつなどの活動により、所有者に働きかけ、伝統的な町家の空き家を、店舗や借家などで繋いでいただいておりますが、大型町家の空き家の中には、長年貴重な歴史的資料類が手つかずの状態のものもあると思われ、このままでは建物と共に朽ちていくなどの恐れもあることなどから、歴史的資料類も含めた、保存・利活用という新たな課題が出てきております。

そのため、情報や課題を共有し、対応策を模索するため、地元保存会である、富田林寺内町をまもり・そだてる会、富田林町町総代会、LLPまちかつなど5団体と文化財課などが連携し、富田林寺内町空き家バンクを平成31年2月に組織したところです。

平成30・31年度には、まもり・そだてる会と文化財課で、空き家の確認作業を行っており、令和元年12月現在、伝統的建造物などで40棟、一般建造物56棟が空き家であることが確認できたことから、議員ご提案の、空き家である寺内町の大型町家を展示施設などとして有効活用することも含めて、先進事例を参考に、どのような方策があるか、各所有者の意向も聞きながら、寺内町空き家バンクとも情報共有し、研究検討してまいります。

次に③について、お答えいたします。

文化財保護法の改正により、都道府県において新たに文化財の保存・活用の基本的な方向性を定めた文化財保存活用大綱の策定、それを受けて、市町村による文化財保存活用地域計画を策定することができることと位置づけられました。

大阪府において、令和2年3月末には、文化財保存活用大綱が策定される予定であることを聞き及んでおります。今後、作成される大綱の内容を勘案するとともに、基本的な作業の事前準備など、できるところから始めておりますが、本市の文化財保存活用地域計画の策定について、体制や方法など検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。